

徳島小松島港における生物共生方策に関する検討会設置要綱

(設置)

第1条 「徳島小松島港における生物共生方策に関する検討会」(以下「検討会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 検討会は、徳島小松島港においては、港湾整備事業等を行う際に海洋生物との共生を考慮した港湾整備を目指しており、浚渫土砂を有効活用したブルーインフラ(藻場・干潟等及び生物共生型港湾構造物)に配慮した方策を検討するにあたり、有識者および地元関係者等の助言を得ることを目的とする。

(業務)

第3条 検討会は、次の事項について検討する。
(1) 徳島小松島港における浚渫土砂を活用したブルーインフラの創出・保全方策
(2) (1)と並行して実施可能な豊かな海の実現に資する方策

(組織)

第4条 検討会は、別表1に掲げる委員で構成する。
2 別表1に掲げる委員は、国土交通省 四国地方整備局 小松島港湾・空港整備事務所が委嘱する。
3 別表2に掲げるものはオブザーバーとして会議に参加する。

(会長)

第5条 委員長は、会務を総括する。
2 委員長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の会議は、委員長が招集する。
2 検討会は、委員の過半数の出席をもって開くものとし、過半数の出席がなければ開くことができない。
3 委員は、Web会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。)を利用して会議に参加することができる。
4 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときには、代理の者を出席させることができる。
5 委員長が必要と認めるときには、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 検討会に関する事務は、国土交通省 四国地方整備局 小松島港湾・空港整備事務所 工務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、事務局が検討会に諮り、定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年2月1日から施行する。
- 2 この要綱は、第2条の検討を終えたとき、その効力を失う。

別表1

氏 名	役 職	備 考
上月 康則	徳島大学 環境防災研究センター 教授	生態系工学 津波防災学 環境工学
桑江 朝比呂	国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所 沿岸環境研究領域長	生態学、環境学 自然共生システム 土木環境システム
久米 順二	徳島県漁業協同組合連合会 代表理事会長	
高尾 俊輝	国土交通省 四国地方整備局 小松島港湾・空港整備事務所長	

別表2

氏 名	役 職	備 考
近藤 徹	国土交通省 四国地方整備局 高松港湾空港技術調査事務所長	
浅川 圭一	国土交通省 四国地方整備局 港湾空港部 海洋環境・技術課長	
野中 宗一郎	カルシア改質土研究会 技術委員	
西岡 治彦	徳島県 県土整備部 港湾政策課長	
岡崎 孝博	徳島県 農林水産部 水産振興課長	
田中 麻理	徳島県 生活環境部 環境管理課長	
湯浅 正敬	徳島市 経済部 副部長兼農林水産課長	
篠村 敦仁	小松島市 産業振興部 農林水産課長	